

つくばみらい市介護保険料徴収猶予及び減免取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7年10月15日

つくばみらい市長 小 田 川



つくばみらい市介護保険料徴収猶予及び減免取扱要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市介護保険料徴収猶予及び減免取扱要綱（平成22年つくばみらい市告示第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条」を「条例第13条」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条、第5条関係）

条例第13条第1項第5号に該当する場合

減免割合	10／10
減免対象保険料	(1) 減免の対象となる保険料は、申請のあった日の2年前の日から申請日の属する年度末までの期間のうち介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第63条の適用を受ける期間に係る保険料とする。ただし、賦課権の消滅した保険料については減免の対象外とする。 (2) 該当年度の末日の属する月よりも前に法第63条の適用を受けなくなった場合は、法第63条の適用を受けなくなった日が属する月の前月までの保険料とする。
該当要件	刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された期間があること。
添付書類	(1) 在所証明書等の法第63条の適用を証明できる書類 (2) その他必要と認める書類

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後のつくばみらい市介護保険料徴収猶予及び減免取扱要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。